**平成２４年（再イ）第３号**
青森県八戸市日計２丁目２番３号
再生債務者　田中　　潤
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月11日まで
平成24年５月７日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

### 小規模個人再生による再生計画取消

**平成１６年（再イ）第４号**
静岡県下田市河内428番地の９
再生債務者　近藤　信広
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年６月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月７日　静岡地方裁判所下田支部

**平成１７年（再イ）第２７１号**
札幌市白石区川下１条４丁目２番24号、認可決定時の住所札幌市白石区川下１条８丁目２番12号　ネオストリーム101号
再生債務者　辻本　康臣
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年８月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月７日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成１８年（再イ）第２４号**
函館市湯浜町４番29号
再生債務者　佐藤　浩章
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年７月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月７日　　函館地方裁判所

**平成１８年（再イ）第２５号**
函館市湯浜町４番29号
再生債務者　佐藤美知子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年７月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月７日　　函館地方裁判所

**平成２０年（再イ）第６号**
甲府市下飯田２丁目２番３号カーサおおき２Ｂ、再生計画案認可決定時の住所山梨県甲斐市大下条698番地
再生債務者　後藤　高広
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年９月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月７日
甲府地方裁判所民事部破産係

### 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２３年（再イ）第８８号**
埼玉県越谷市蒲生南町24番36号　302号
再生債務者　熊坂　淳一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年５月７日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**平成２４年（再イ）第１２号**
新潟市秋葉区荻島１丁目15番12号
再生債務者　漆山　　薫
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年５月７日　　新潟地方裁判所民事部

### 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２４年（再ロ）第１号**
山口県岩国市桂町１丁目２番37号
再生債務者　松本　孝一
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月11日から平成24年６月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２４年（再ロ）第５号**
神戸市灘区六甲台町７番７―209号
再生債務者　松山　源司
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月６日から平成24年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２４年（再ロ）第２号**
函館市大澗町174番地12
再生債務者　松本　吉隆
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月18日から平成24年７月９日まで
函館地方裁判所

### 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２３年（再ロ）第２９号**
京都府八幡市八幡月夜田７番地の１グランフェルティくずはサンクコート424号
再生債務者　宗安　範幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年６月７日まで
平成24年５月７日
京都地方裁判所第５民事部再生係

### 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２３年（再ロ）第４号**
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4039番地２
再生債務者　若田　　正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月１日
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２３年（再ロ）第１９号**
埼玉県蓮田市大字閏戸812番地１
再生債務者　佐藤　竜美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月７日
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２３年（再ロ）第２３号**
神戸市北区鈴蘭台北町４丁目１番１―303号
再生債務者　森田　宏治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月２日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

## 高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 24 年５月 15 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

| 路　線　名 | 工 事 の 区 間 | 工事の種類 | 工事開始の日 |
|---|---|---|---|
| 一般国道468号（東京湾横断・木更津東金）（千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで） | 千葉県長生郡長南町坂本から千葉県長生郡長南町坂本まで<br>千葉県市原市岩撫から千葉県市原市田尾まで<br>千葉県市原市田尾から千葉県市原市田尾まで<br>千葉県木更津市真理谷から千葉県木更津市真理谷まで<br>千葉県木更津市真理谷から千葉県木更津市真理谷まで | 新設工事 | 平成24年３月26日 |